

健康増進法の一部を改正する法律

(平成一五年五月三〇日法律第五六号)

一、提案理由(平成一五年四月一五日・衆議院厚生労働委員会)

坂口国務大臣 ただいま議題となりました食品衛生法等の一部を改正する法律案及び健康増進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、健康増進法の一部を改正する法律案について申し上げます。

近年の国民の健康に対する関心の高まり等を受けて、健康の保持増進に役立つものとして販売される食品が増加しており、これらの食品について虚偽または誇大な広告が行われた場合、これを信じた国民が適切な診療機会を失うなどのおそれがあることから、適切な規制を行うことが求められています。

このため、今回の改正では、こうした食品についての虚偽または誇大な広告等の表示を取り締まるとともに、特別用途表示の許可に必要な試験の実施主体を拡充することにより、これらの食品を利用する国民の期待にこたえ、もって国民の健康の保持及び増進に資することとしております。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、健康の保持増進に役立つものとして販売する食品について、虚偽または誇大な広告等の表示を禁止することとしております。

第二に、特別用途表示の許可に必要な試験の迅速化を図るため、当該試験の実施を独立行政法人国立健康・栄養研究所以外の機関にも認めることとしております。

最後に、これらの法律の施行期日は、一部の事項を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上、両法案の提案理由及びその内容の概要について御説明申し上げます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

ありがとうございました。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成一五年五月八日)

中山成彬君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、健康増進法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、近年の国民の健康に対する関心が高まる中で、健康食品の販売が急激に増加している状況にかんがみ、これらの食品についての虚偽または誇大な広告等の表示を取り締まること等の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、健康の保持増進に役立つものとして販売する食品について、虚偽または誇大な広告等の表示を禁止すること、

第二に、特別用途表示の許可に必要な試験の一部を、現行の独立行政法人国立健康・栄養研究所に加え、厚生労働大臣の登録を受けた試験機関にも行わせることができるものとする事
等であります。

両案は、去る四月十一日本委員会に付託され、十五日坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十八日から質疑に入り、昨日質疑を終局し、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年五月七日）

（食品衛生法等の一部を改正する法律（平一五法五五）の附帯決議と一括して掲載）
三、参議院厚生労働委員長報告（平成一五年五月二三日）

金田勝年君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、健康増進法の一部を改正する法律案は、いわゆる健康食品の増加にかんがみ、これらの食品の虚偽又は誇大な広告を禁止する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、食品の安全に関する情報公開と消費者参加の重要性、新設される食品安全委員会と厚生労働省の役割分担、輸入食品等に対する監視指導体制の強化、健康食品の規制の在り方等について質疑を行ったほか、東京都築地市場及び市場衛生検査所の実情を調査し、また参考人から意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

両法律案に対する質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年五月二二日）

（食品衛生法等の一部を改正する法律（平一五法五五）の附帯決議と一括して掲載）